

未成年後見制度をより使いやすくするための制度改正と適正
な運用を提案する意見書

2012年(平成24年)2月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 親権を行使する者がいない子どもの権利保障を図るため、家庭裁判所は積極的に弁護士を未成年後見人に選任すべきである。
- 2 現行法上の未成年後見人の身上監護義務から発生する被後見人の不法行為に基づく損害賠償責任は過大であるため、未成年後見制度を改正すべきである。
- 3 戸籍制度を変更し、未成年被後見人の戸籍に後見人の戸籍事項が掲載されないような仕組みを作るべきである。
- 4 親族後見人による不祥事防止のため、家庭裁判所は十分な後見監督を行うべきである。また、被後見人たる子どもの意見表明権の尊重という観点から、家庭裁判所調査官が定期的に子どもを訪問調査するなどして、子どもの監護状況を十分に把握するべきである。
- 5 最高裁判所が導入を決めた後見制度支援信託は、子どもの権利保障の観点から問題があるため、慎重な運用をすべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

2011年5月、児童虐待防止の観点からの親権制度見直しに関し、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で未成年後見制度も改正され、2012年4月1日から施行される予定である。

この民法改正を目前にした2011年3月11日に東日本大震災が発生し、それにより両親のうちどちらか一方の親を亡くした子ども(ただし18歳未満の子どもしか把握できていない。)は岩手、宮城、福島の被災3県合わせて1295人(2011年7月29日現在)、両親を亡くした子ども、あるいはひとり親を亡くした子ども(いわゆる震災孤児といわれる子ども)は229人(同日現在)とされている。

未成年後見人の選任件数はこの10年間ほど、年間2500件前後から漸減しつつあり、2010年度では約2100件であったが、この大震災により被災3県において、この年間選任件数の1割以上に当たる数の申立てが見

込まれる事態になったことにより，にわかには未成年後見制度に対する社会的関心も高まった感がある。

一方で，最高裁判所が2012年2月からの導入を発表した後見制度支援信託の利用対象は未成年後見の事案も含まれることから，未成年後見の事案に後見制度支援信託を利用することがふさわしいかは検討する必要がある。

2 弁護士後見人を活用すべき

親権を行使する者がいない子どもの権利保障を十全にするためには，弁護士が未成年後見人に選任されることがふさわしい事案が多々あるはずである。

しかし，実際には，弁護士が未成年後見人に選任されるケースは多くなく，親権を行使する者がいない場合に，あまり適格とはいえない親族が後見人に選任され，子どもの権利が侵害されているケースもあった。

したがって，弁護士が未成年後見人となって子どもの権利保障を十全ならしめるため，家庭裁判所が弁護士を積極的に未成年後見人に選任する運用を進めることを提言するものである。

ただし，現行法上，弁護士が未成年後見人に就任することを躊躇する要因があることも確かである。そこで，弁護士が躊躇なく未成年後見人に就任できるような制度的手当が必要である。

3 現行未成年後見制度の問題 - 未成年後見人の権限及び義務と負担感

これまで，弁護士が未成年後見人に選任されているケースは必ずしも多くはないが，数少ないケースについても，弁護士が就任を躊躇する事態がある。

(1) 身上監護権

未成年後見人は，親権者と同様の権能を有することになる。すなわち，未成年後見人は身上監護権と財産管理権の両方を持つ。そして，身上監護に関し，未成年後見人は，監護教育権（民法820条），居所指定権（同822条），職業許可権（同823条）について「親権を行う者と同じの権利義務を有する」とされている（同857条）。

未成年後見人が身上監護義務を負うことは，成年後見人が療養看護に関する事務（法律行為）を行うこと，及びその事務を遂行する上での身上配慮義務が課せられているにすぎないことと比べて，大きな違いである。未成年後見人は，まさに「親代わり」となるのである。

ところが，現行法上，未成年後見は成年後見と異なり，単独後見しか認められておらず，また，自然人しか後見人になれない。親代わりの身上監

護義務を一人で担わなければならないのである。この広範かつ重大な身上監護に関する権利義務が、しばしば弁護士その他の専門職が後見人に就任することをときに躊躇させる原因となっている。

(2) 損害賠償義務

責任無能力者の監督義務者責任（民法714条1項）は親権者、後見人等の監督義務者にとってはかなり厳しく、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときでない限り、責任を免れることはできない。また、未成年者に責任能力があつて、未成年者自身が不法行為責任を負う場合であっても、親権者に未成年者の違法行為についての監督義務違反があると認められる場合には、親権者も民法709条により独自の不法行為責任を負うこともあるとされており、この理は、未成年後見人であっても同様であると考えられる。

したがって、被後見人が非行行為に及ぶようになって窃盗や暴行・傷害、場合によっては人が死に至るような故意の不法行為を起こすに至った場合に、未成年後見人が民法714条あるいは709条により責任を負うことがあり得ると覚悟しなければならない。

弁護士等の専門職が後見人に就任する際には、万が一にも賠償責任を負うことになった場合に備えた手当が必要なはずであるが、現在販売されている損害賠償保険商品の中には、未成年者の故意による不法行為責任をカバーするものは存在しない。そのため、未成年者が問題行動を起こすようになって、第三者に対して故意の損害を与えた場合の賠償責任を負わされるというリスクを覚悟しながら未成年後見人に就任するのは、躊躇を覚えざるを得ないものがある。

また、仮に、保険でカバーされる過失責任であっても、損害保険に加入するための金銭的負担は、未成年後見人個人に課せられるのが現状である。後述(4)のごとく、後見人報酬が得られない事案もあり、保険料の支払を未成年後見人の負担とすることは適切ではない。

(3) 戸籍の記載

未成年被後見人の戸籍に未成年後見人の戸籍事項が掲載されることには、弁護士が後見人に就任する際の心理的な抵抗が大きい。とりわけ、親権を喪失させられた親が生存している場合などは、未成年後見人に対して攻撃的な行動に出るおそれもあり、自宅住所や家族関係は秘匿しなければ危険である。また、親が生存していなくても、親族との間で専門職後見人が対立関係になり得るのであり、専門職後見人の個人情報を知られることには

一般的に躊躇があるものである。

成年後見制度は、従前、禁治産宣告・準禁治産宣告の事実が戸籍に記載されていたものを登記制度に変えたが、未成年後見制度では戸籍への記載が残っている。しかも、戸籍に記載されるのは後見人の戸籍事項であるが、専門家が業務として就任するのであるから、プライベートな情報が開示されることの躊躇もある。

専門職として登録された事務所の情報を登記すれば足りるような戸籍実務の変更が必要である。

(4) 報酬の問題

未成年者に財産がない場合（親族後見人が財産を横領した後始末のために弁護士後見人が選任される事案も含む）に、身上監護面での必要があって弁護士が後見人に選任された場合、報酬の出处がなく、無報酬で仕事をせざるを得なかったというケースも報告されている。例えば、親権者のない幼児が重大な治療をする必要があり、医療同意のために弁護士が後見人となったが、その後成人するまで無報酬で様々な対応をしているなどである。

未成年後見人の果たすべき役割が単に財産管理だけではなく、子どもの権利擁護を十全にするという点にもある以上、被後見人の財産から必ずしも報酬が賄える事案でなくても、弁護士後見人選任が必要なケースはある。その場合には、未成年後見人の報酬を公費で賄うことが検討されるべきである。

4 未成年後見制度の改正

このように問題が指摘されている未成年後見制度であるが、2011年5月に未成年後見制度に関する改正を含む「民法等の一部を改正する法律」が成立した。この改正は、児童虐待防止のための親権制度見直しの一環としてなされたものである。

国会では、衆参両院の法務委員会において「未成年後見制度については、未成年後見人の報酬に対する公的支援、職務に伴う損害賠償責任に関する保険料の負担に対する支援等、制度の利用の支援のために必要な措置を講ずること。」という附帯決議がされた上、全会一致で可決され、本会議でも法案が全会一致で可決成立した。すなわち、前記3(2)と(4)の問題について、問題解決の必要性は認識されたということではあるが、まだ解決はしていない。

それは今後の課題として残るが、今般の民法改正の中で、未成年後見制度に関する主な点は、複数後見が可能になったことと法人後見が可能になったことである。

(1) 複数後見

親族と共に弁護士等の専門職が未成年後見人に就任し、親族後見人は、身上監護と財産管理の両方の権限を持つが、弁護士後見人は財産管理権のみを分掌するということが可能となる。これにより、弁護士等専門職が未成年後見人に就任することへの躊躇は少なくなることが期待される。

しかし、一方で、専門職後見人が、いわば「金庫番」として、財産の管理だけに集中していることが、真の子どもの権利保障に合致するののかという疑問もあるところである。

専門職後見人は、子どもの権利保障、とりわけ意見表明権を尊重して、子どもの成長発達権を最もよく保障するために有効な財産の使い方をすべく、具体的な判断をすべきものである。そして、子どもの生活状況全般を継続的に把握することなく、何が子どもの成長発達権保障に資する財産の使い方かという判断は難しいと思われ、専門職後見人が身上監護に全く関わらないで財産管理だけを担うというやり方で本当によいのか疑問である。

もっとも、財産管理と身上監護は、境界線を引くのが難しい。例えば、進学についての判断は身上監護権の範囲に入るが、進学に伴う入学費や授業料等の多額の臨時支出については、財産を握っている専門職後見人の権限となる。そうすると、進学先をめぐって、親族後見人と専門職後見人の意見が異なった場合、親族後見人の決定権限を裏付ける財産は専門職後見人に握られているために、親族後見人の身上監護権を実際には単独で行使できないという事態が生じ得るのである。このように身上監護権と財産管理権は不可分一体ともいえる関係にある。

したがって、専門職後見人が財産管理権のみを分掌した上で、財産管理権を適切に行使するための前提として事実上身上監護に関わっていくということが実効性があるのであれば、権限分掌というやり方は有効なのかもしれない。しかし、現実の運用の中で、財産管理権のみの分掌では、専門職後見人が子どもに直接に接する機会が制約され、子どもの意見を聞く機会を持ちにくいということにもなりかねない。

専門職後見人が財産管理権を分掌するだけでよいのか、それとも身上監護権と財産管理権の両方を持った上で、親族後見人と専門職後見人との役割分担の中でそれぞれの権限行使の強弱をつけながら協働することがより子どもの権利擁護に資するのか、今後、運用を見ながら検討していくことが必要である。

(2) 法人後見

法人後見の担い手として、児童福祉施設を運営する法人や子どもの権利擁護活動を行っている法人などが考えられるが、弁護士が中心となって「未成年後見センター」のような法人を作ることも検討されるべきであろう。

法人後見の場合には、後見人の個人情報や被後見人の戸籍に記載されるといふ不都合は避けられる。

なお、どのような法人を法人後見人に選任するかについては、家庭裁判所の運用が課題である。

5 残された制度上の課題

(1) 前記3で指摘した(2)から(4)の点は、今般の法律改正に際して、問題が指摘されていたにもかかわらず、最終的には解決されていない。

(2) このうち、前記3(2)については、社会的養護にある子ども（児童相談所が児童福祉施設等に措置をしている子ども）については、報道によれば、後見人が損害賠償保険に加入する場合に保険料を公費で負担する制度を作るべく検討されているということである。しかし、児童相談所の措置の対象となっていない子どもの後見人は、保険料公費負担の対象外である。

また、子どもの故意による不法行為に基づく損害賠償債務は保険の対象外であることから、子どもが他人の物を故意に壊した場合やケンカで他人を怪我させた場合など、子どもが育つ上でしばしば起こり得る事態に対応できず、稀ではあるが人を死に至らしめてしまった場合など、高額な損害賠償を負担しなければならない事態にも対応できない。

したがって、現在検討されている改善策は不十分である。

そもそも、未成年後見人の負担する損害賠償義務はそのままにして保険制度でカバーするという方法は、抜本的に見直す必要があるのではないか。被害者保護の観点からの補償は公費で行うことにして、被後見人の不法行為に基づく損害賠償責任を未成年後見人に負わせないという実体法上の見直しも検討されるべきである。

(3) また、前記3(3)は戸籍事務を取り扱う法務省では全く検討されていない。

(4) 報酬に関しては、児童相談所が関与している事案については、厚生労働省では、公費で1か月2万円の報酬を支払うべく検討中であると報道されており、これは評価できる。

しかし、児童相談所が関与していない事案で（18歳を超えたために児童相談所の関与が終了した場合など）、被後見人に財産はないが専門職後見人の選任の必要がある場合も少なからずあり（児童福祉施設から自立するため

に賃貸借契約をしなければならない場合など), この場合にも公費で報酬が賄われるようにしなければ, 未成年被後見人の権利保障を十分にすることはできない。

- (5) 以上の課題が解決されなければ, 被後見人の権利保障という観点からは弁護士等の専門職後見人の選任がふさわしいにもかかわらず, 専門職が就任を躊躇することになってしまうのである。

6 後見制度支援信託の問題

(1) 最高裁判所の構想

後見制度支援信託として構想されている仕組みは, 始めに専門職後見人を選任して財産の調査を行い, 将来の生活設計に沿った収支予定を作成し, これに必要な財産が親族後見人の手元にくるような信託条件を設定して信託銀行との間で信託契約を締結した後に, 専門職後見人は辞任し, 後見事務は親族後見人に引き継ぐというものである(以下「最高裁判所の『イメージ』」という。)。臨時の支出には, 親族後見人が裁判所の指示書を求めることとし, 指示書がなければ, 信託銀行は信託財産の払出しに応じない。

(2) 最高裁判所の「イメージ」の問題

この仕組みは, 確かに親族による横領の防止には有益かもしれない。しかし, 未成年後見人の役割は, 単なる「金庫番」ととどまらず, 子どもの意見表明を助け子どもの権利擁護を図ることにあるという考えからは, 「使うべきときに使う」という点で無力な制度である。そのため, このような後見制度支援信託を導入すること(つまり, 専門職後見人が途中辞任すること)が, 子どもの権利擁護を後退させることになるのではないかという危惧がある。

背景事情の違い

未成年後見人選任事件の件数予測は, 成年後見人のそれとは事情が異なる。

少子高齢化の中にあって, 未成年後見人選任対象となる未成年者の絶対数は減るであろう。

ただし, 従前, 未成年後見人選任対象となるはずの子どもに, 実際には後見人が選任されていなかったというケースもあったと考えられるところ, この度の民法改正により, 後見人制度をより使いやすくすることによって, 後見人選任が必要なケースでは躊躇なく選任するという方向性で制度運用が進むならば, 件数の増加が見込まれる。

そして, 弁護士後見人の対応態勢が足りなくて引き受け手がいないとい

う状況にはない。したがって、未成年後見に関しては、「イメージ」が考
えているような、信託を利用することにより、弁護士を、対象事件を絞っ
て「有効に」活用する必要があるというような事情はない。

もっとも、従前、弁護士の中から未成年後見人を選任するのに引き受け
手が見つからずに苦労したという例もないわけではないが、それは、事件
数が多くて担い手がいないという事情ではなかった。すなわち、財産はな
いにもかかわらず、身上監護面での働きを期待されたようなケースであっ
たと思われる。横領が懸念され後見支援信託制度の利用が想定されるよう
なケースでは、引き受け手が見つからないというような問題は、未成年後
見については損害賠償義務の負担と戸籍の問題さえクリアされれば考えに
くい。そして、損害賠償義務の負担と戸籍の問題は、後見制度支援信託を
利用することによって解決されるわけではないので、後見制度支援信託の
導入が引き受け手の確保につながるという因果関係があるわけではない。

したがって、担い手の確保の問題を後見制度支援信託の導入によって解
決しようとするのではなく、5で述べたとおり、未成年後見人就任の躊躇
の原因を取り除くような制度的手当が望まれるのである。

成年被後見人と未成年被後見人の違い - ただ単に横領を防げばよいとい
うわけではなく、財産を使うべきときに使う必要性

成人の被後見人は、一般的に、時間の経過とともに身体機能も判断能力
も衰える。これに対して、未成年の被後見人（子ども）は、時間の経過と
ともに心身が成長発達し、社会生活を活発に営むようになるので、必要な
支出も増える。とりわけ、高校、大学と進むにつれ、進学に際しての支出
は大きい。その際の支出の当否は、金額の多寡のみによって決めるのでは
なく、本人の希望・意思が尊重されるべきである。被後見人の財産は、被
後見人の人生選択に応じて、使うべきときに使う必要がある。

ところで、成年後見の終了事由は被後見人の死亡だが、未成年後見の場
合の終了事由は被後見人の成人であって、財産は被後見人に引き渡される。

したがって、未成年後見の場合、財産を節約して残すことは本人のため
になり、後見人が相続により利得する等の事情はない。そこで、成人する
までに必要な支出を親族後見人が渋るということは考えにくいようにも思
える（この点、成年後見の場合は、被後見人の財産は、死亡とともに相続
の対象となるため、推定相続人は、被後見人の生前には少しでも財産の減
少を防ぎ、少しでも相続財産を多く残したいという欲求を持つことが多い
といわれる。）

しかし、例えば進路について、学費の多寡という金銭的な問題からではなく、被後見人を自分の手元に置いておきたい、一人暮らしをさせたくない、あの大学に行かせたい、あの学部に行かせたい、あの職業に就かせたいというような生き方や価値観の違いから、被後見人と後見人との間に、お金の支出についての考え方の違いが現れる可能性がある。すなわち、後見人がお金を使わせてくれないから自分の望むような進路選択ができないという事態が発生する懸念があるのである。

子どもの意見表明権の保障

もちろん、実の親子の間でもそのような進路をめぐる葛藤は生じるところであり、身上監護権の行使は、虐待などの不適切養育に当たらない限り、親権者の広い裁量に委ねられていることであるから、制度としては第三者が口出しできる仕組みではない。

しかし、実の親でもない後見人との間の葛藤のために進路選択が歪められたというようなことは、心情的に、実の親の場合以上に納得し難いところであろう。また、制度的にも、実の親は替えられなくても後見人は替えることができるわけであるから、後見人と被後見人との間の葛藤をやむを得ないこととして放置し、被後見人に夢を断念させるようなことはあってはならない。

また、親族後見人と被後見人は生計を同一にしていることが多いと思われる。成人後も、当面は生活実態が変わらないということも多いと思われる。そうすると、自分を育ててくれた後見人に対して恩を感じている被後見人が、成人後に後見人の生活を支えるために自分の財産を差し出すということもある。したがって、成人時点で少しでも多く財産を残すことが、被後見人の豊かな人生を保障するものであって、成人するまでになるべく財産を減らさないということはよいことであるとは常にいえるわけではないのである。

すなわち、未成年後見の場合にも、「財産を使うべきときに使う」ということの阻害要因はあると考えるべきである。

財産を使うべきときに適切に使うという命題は、親族後見人の下では、実現されないこともあるのである。その観点から、専門職後見人の果たす役割を考えてみれば、次のようなことが言える。すなわち、我々弁護士は、これまで子どもに対する法的支援の実践を積み重ね、その実践を踏まえ、当連合会では「子どもの代理人制度」の必要性を訴えてきている。もちろん、未成年後見人も法定代理人であるから、親族が未成年後見人に就任し

た場合に、親族が子どもの法定代理人であることには違いないのだが、ここでいう「子どもの代理人」とは、法定代理人である親権者と子どもとの間に葛藤がある場合に、子どもの側に立って子どもの意見表明を代弁し、子どもの権利擁護を法的に支援するという役割の者を念頭に置いている。そして、これを親族後見人が親代わりになっている場面に当てはめれば、親族後見人と子どもとの間に葛藤がある場合に、子どもの側に立って子どもの権利の擁護者・意見の代弁者として、子どもの意見表明を助け、子どもの権利擁護を助ける立場ということになり、専門職後見人はその立場に立つことが期待されるのではないか。同じ後見人とはいっても、親族と専門職とでは、前者がより実の親に近い発想をして、時に自分自身の希望・欲求が前面に出やすいのに対し、後者は、より客観的に子どもの権利擁護を考えることができるという違いがある。

指示書方式の問題

私立学校の入学金など納付期限が短期間のものについて、裁判所が、横領の危険を防止するために必要な裏付け資料の存否を精査しつつ、速やかに指示書を発行できるのか、疑問がある。

また、進学の際に後見人から適切に指示書が求められれば、子どもの成長発達に合わせた適切な支出がなされることになるであろうが、逆に、子どもが進学を望んでいるのに指示書の発行を求めない後見人に対して、打つべき手がないということでは、子どもの権利保障に欠ける。

未成年者の場合、一般的に年齢とともに、月々必要な額が増えていく。ただし、その増加幅は、どのような学校に通うか、稽古事や学習塾に通うか否かなど、未成年者によって異なる。したがって、後見開始時に設定した信託内容が20歳になるまで変更不要なことはまず考えられない。そこで、信託内容を変更（送金額の増額）する必要が出てくる。

この場合には、後見人が裁判所に指示書を求めることになるだろうが、月々の送金額の決定に必要な裏付け資料を事前に提出することに困難がある場合もある。とすると、信託内容の変更には、支出予測金額の算出について後見人に相当の裁量を認め、多少多額の金額でもこれを認めざるを得ないと思われる。そうすると、その後の事情の変化により、実際には、支出が少なく済んだ場合に、後見人の手元の預貯金が増え、これを横領することについては監視の目が行き届かないという事態が生じ得る。それを避けるためには、裁判所の監督がどれだけできるのかが問題となる。

とりわけ未成年後見の監督の在り方については、小学校・中学校・高等

学校・大学進学を契機として、毎月の支出も、また臨時の支出も増加することが予想されるので、少なくともその節目には監督を行うことを検討すべきである。その際、未成年者の意思が後見事務に反映されているかどうかのチェックをするという観点から、調査官が未成年者に面談して、監護状況の調査をすることも検討されるべきである。また、子ども自身が、親族後見人の後見事務に不服がある場合に意見表明をできる機会を作るため、定期的に、あるいは節目節目に裁判所が調査官を通じてそれを聴く機会を作るという方策も検討されるべきである。

なお、現在でも、裁判所が親族後見人による不正の疑いを発見した場合には、調査官が子どもに面談したり、未成年者が自ら（あるいは弁護士に相談して）裁判所にアクセスする力がある場合には、子どもの訴えに耳を傾ける機会を作るという運用をしている例もあるが、たまたま裁判所が不正を察知した場合や未成年者に力がある場合だけでなく、全ての被後見人たる未成年者に対して、裁判所の方から定期的に積極的にアプローチしていくという運用が必要である。

そして、未成年者が自らの代理人を選任して自らの権利保障を実現する道を開くために、裁判所が未成年者に面談する際に、各地の弁護士会が実施している子どもの問題専門の相談窓口等を、パンフレット等を渡して案内するというような工夫も検討されるべきである。

後見制度支援信託と専門職後見人の柔軟な組合せ

おそらく、被後見人が小学生の頃までは後見制度支援信託の利用で問題なく対応できるケースもあるであろう。しかし、その後、専門職後見人を再度選任するような仕組み（法律的にはできるであろうが、実際に選任する制度運用）が必要である。

そのためには、でも述べたとおり、一定の時期、あるいは一定期間ごとに、家裁調査官が被後見人に面接して調査をすることも必要である。

成人後に財産が狙われることを予防する

成人とともに本人が大金を手にする事になり、その結果、瞬く間に財産を減らしてしまうということは、現行制度上に限らず、親を亡くして大金を得た子どもにとっては度々起こり得ることではある。

しかし、後見制度支援信託を利用していた場合、信託銀行が、信託契約が被後見人の成人により終了した際に、信託財産を返還するのではなくて、元被後見人に対してハイリスク・ハイリターン金融商品への投資を勧誘しないかという懸念がある。

20歳になったばかりの社会経験の浅い若者が、数百万円単位のお金を自由にできるとなった場合に、そのお金の運用を適切に判断できるかは、甚だ心配である。

そこで、後見支援信託を受託した信託銀行は、被後見人の成人後一定期間（例えば5年間）、商品の勧誘をしてはならないというような縛りを特約で規定することなども検討されるべきである。

(3) 後見制度支援信託を正しく利用するための弁護士後見人の役割

最高裁判所の「イメージ」では、後見制度支援信託を実際に利用するかどうかは、まず選任された専門職後見人の意見を尊重して決めることになっている。家庭裁判所が弁護士後見人の意見を真に尊重する運用が望まれる。

7 未成年後見制度全般の運用について

後見制度支援信託を利用した場合の未成年後見制度の運用についての意見は前記6で述べたとおりであるが、後見制度支援信託を利用しない場合の未成年後見制度の運用についても、以下のとおり検討すべき課題がある。

(1) 複数後見における権限分掌の活用

未成年後見人の損害賠償義務が重いことから、保険制度の見直しなどの必要性については前述したとおりだが、それがすぐには実現が難しいとすると、当面は、いかに損害賠償責任を負うリスクのない形で未成年後見人に就任するかを考えざるを得ない。

その観点からは、専門職後見人が財産管理権のみを分掌するという方法が安全であるといえる。

前記4で述べたように、専門職後見人は、単なる「金庫番」であるべきではなく、身上監護にも関与して、子どもの意見表明権を保障するなどの役割が期待されるとしても、それは事実上の役割として果たすこととし、法的には、財産管理権のみを分掌するという形で、身上監護義務に伴う損害賠償責任を回避するという方法も検討されるべきである。

(2) 法人後見の活用

戸籍制度の改正の必要性についても前述したとおりだが、この改正も直ちには難しいとすると、未成年後見人に就任しようとする者の躊躇を和らげるためには、法人後見を活用することが考えられる。

(3) そして、後見制度支援信託を利用しない場合であっても、専門職後見人が就いていない場合には、親族後見人と被後見人の意見に不一致がある場合に、被後見人の意見を酌み取るための手立てが講じられるべきことは、後見制度

支援信託を利用する場合と同様である。

すなわち，子どもの意思が後見事務に反映されているかのチェックをするという観点から，家庭裁判所の調査官が，少なくとも進学などの節目には子どもと面談して，監護状況の調査をすることも検討されるべきである。また，子ども自身が，親族後見人の後見事務に不服がある場合に意見表明をできる機会を作るため，裁判所が調査官を通じてそれを聴く機会を作るという方策も検討されるべきである。

そして，子どもが自らの代理人を選任して自らの権利保障を実現する道を開くために，裁判所が子どもに面談する際に，各地の弁護士会が実施している子どもの問題専門の相談窓口等を，パンフレット等を渡して案内するというような工夫も検討されるべきことは前述のとおりである。

以 上